

注意事項

◎提出された申請書類は、補助金の交付・不交付にかかわらず返却できません。

◎消せるボールペン・修正液・修正テープ等は使用しないでください。訂正する場合は、二重線を引いた上で修正してください。なお、「エコハウス補助金交付申請兼実績報告書(様式第1号)」の金額欄については修正できません。

◎店舗兼住宅の場合は、申請書類が一部異なりますので環境政策課までお問合せください。

チェック欄	書類の内容	
	エコハウス補助金交付申請兼実績報告書(様式第1号) ⇒窓口に来られる日付をご記入ください。	★
	設置機器等の概要(様式第1号一別紙)	★
	設置機器等の型式・仕様(太陽光はモジュールの公称最大出力)などのわかるもの ⇒カタログなど。	
	機器設置工事等の契約書の写し	
	見積書等対象工事の金額を確認できるものの写し ⇒契約書に記載されている場合は不要です。	
	エコハウス補助金の他に交付を受けた補助金の通知書の写し ⇒本補助金の他に補助金を受けられた場合のみ必要です。 ※通知書が未達の場合は、補助金の申請画面を印刷して提出してください。	
	領収書の写し ⇒対象機器についての支払いであることがわかる記載をお願いします。	
	機器の設置図	
	工事前のカラー写真【窓の断熱改修のみ】 ⇒対象の窓全て(どの窓の写真か判別できるように写真・設置図に同じ番号をふってください)。	
	設置工事完了後のカラー写真 ⇒設置した機器等が全て写っていること(窓の断熱改修は、工事前の写真と同じ番号をふってください)。	
	電力会社との電力受給契約書類【太陽光発電システムを申請する場合】 ⇒「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」の写し	
	同意書(様式第2号)(申請者以外の住宅所有者全員分) ※申請者が単独で住宅を所有している場合は不要です。	★
	住民票の写し(申請者分、発行日から起算して31日以内のもの) ※マイナンバー(個人番号)の記載のないもの 記載された住民票を取得している場合は、マイナンバー(個人番号)部分を油性マジックで塗りつぶすなど閲覧不能にした上で提出してください。	
	高槻市税にかかる完納証明書(申請者および住宅の所有者全員分、発行日から起算して31日以内のもの) ※市役所税制課で発行しています。本人以外が取得する場合は、委任状が必要です。 なお、非課税の方、又は令和8年1月1日時点で高槻市に住民票を置かれていない方は証明書が発行されない場合があります。	
	要件確認申立書(様式第3号)	★
	110円分の切手 ⇒市からの書類送付に使用します	

★印の書類は、指定の様式をご利用ください。指定の様式は、市環境政策課で配布しているパンフレットに同封しているほか、市ホームページからダウンロードすることができます。